

# 再度入札の実施方法について

## 1. 再度入札について

制限付一般競争入札又は指名競争入札で不調となった場合、直ちに再度の入札を1回に限り行います。(入札回数は初度を含めて2回を限度とします。)

なお、初度の入札に参加しなかった方並びに初度の入札で無効又は失格となった方は、再度の入札には参加できません。

また、入札によっては、初度のみとする場合もありますので、入札に参加されるにあたっては、入札公告又は指名通知を良く確認してください。

## 2. 実施方法

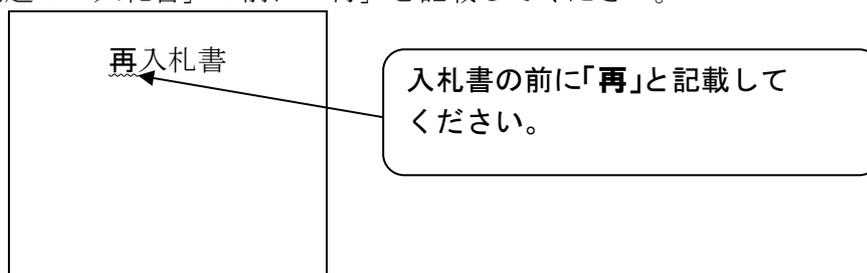
### (1) 事前準備

制限付一般競争入札又は指名競争入札に参加される方は、初度の入札書の他に再度入札用の入札書を1部余計に準備して入札に参加してください。(封筒については初度の入札用だけで結構です。)

### (2) 再度入札の実施

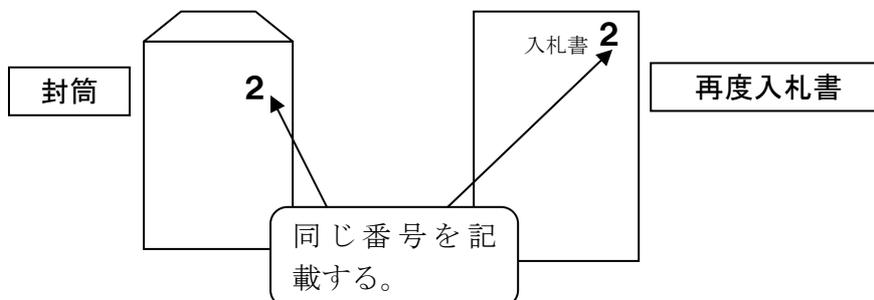
#### ①再度入札書の書き方

- 入札書の表題の「入札書」の前に「再」と記載してください。



- 初度の入札の最低入札額より低い価格での入札が困難な場合は、入札書の金額記載欄に「入札辞退」と記載して入札してください。  
なお、入札されない場合には、「棄権」となります。

- 初度の入札において、封筒に番号を記載するよう指示があった場合は、再度入札書の右上にも同じ番号を記載してください。



#### ②再度入札書の投函方法

- 封筒に入れる必要はありませんが、三つ折り程度に折って、入札箱に投函してください。